

抜本的税財政改革研究会報告書  
(2010年度)

国と地方の抜本的税財政改革をめざして

2011年4月



本報告書は関西社会経済研究所の抜本的税財政改革研究会による2010年度の研究成果をとりまとめたものです。抜本的税財政改革研究会は高齢化社会が進展するなかで、社会保障・税の一体改革の必要性が益々高まっていることを問題意識として2008年度からスタートし、今回で3回目の成果報告となります。

今回は、政策的税制改革である所得税改革の影響に加え、資産課税や徴税システムなどの長期的・構造的な問題にも焦点をあてており、今後の政策に役立つものと考えています。

研究会の体制は次の通りです。主査をはじめメンバーの方々、並びに研究に際しご協力いただいた多くの方々に感謝申し上げます。

2011年4月

<研究体制>

主査	橋本 恭之氏	関西大学経済学部教授
副主査	日高 政浩氏	大阪学院大学経済学部教授
委員	横山 直子氏	姫路獨協大学経済情報学部教授
協力者	武者 加苗	(財)関西社会経済研究所研究員
	鈴木 善充	(財)関西社会経済研究所研究員
	入江 啓彰	(財)関西社会経済研究所研究員

※協力者は2011年3月時点の所属

本報告書の執筆者は次の通りです。

第1章	日本経済財政中期モデルによる財政の持続可能性の シミュレーション分析	入江 啓彰
第2章	世代会計による民主党政策の評価	日高 政浩
第3章	給与所得控除のあり方について	橋本 恭之・鈴木 善充
第4章	資産課税改革について	橋本 恭之・鈴木 善充
第5章	企業誘致政策の地方財政へ与えた影響	武者 加苗
第6章	固定資産税の改革について	鈴木 善充
第7章	日本における電子徴税・納税システムに関する研究	横山 直子

## はしがき

いま政府は、社会保障・税一体改革に取り組もうとしている。高齢化社会の進展のなかで、社会保障・税の一体改革の必要性は益々高まっているからだ。関西社会経済研究所の抜本的税財政改革研究会がスタートしたのもまさに同じ問題意識があったからだ。研究会がはじまったのは、2008年4月のことである。本研究会は、この3月に一応の最終報告を提出することとなった。この間に、政権は、自民党から民主党へと交代し、総理も福田、麻生、鳩山、菅へとめまぐるしく変わってきた。2008年9月に生じたリーマンショックは、世界経済に深刻なダメージを与え、自民党政権末期の麻生総理のもとで定額給付金に代表される景気対策が大盤振る舞いされた。麻生政権を引き継いだ鳩山首相は、2009年の8月の衆議院選挙時に提示された民主党マニフェストに沿って、子ども手当、高校無償化、農家の個別保障、高速道路無料化などのあらたな政策を打ち出した。その一方で、これらの新規施策の財源は、一般会計と特別会計での無駄を見直すことで捻出できるとしていたものが、2010年度当初予算では、44兆3030億円もの公債発行を余儀なくされたのである。

本研究会の研究テーマは、この間の政策課題に対応したものと、高齢化社会を見据えた長期的な視点からのものがある。2008年度の報告書においては、「小泉改革の検証」「消費税率の引き上げについて」「法人税課税と設備投資」「定額給付金の経済分析」「租税支出の推計と経済的意義」「たばこ税増税について」が研究された。

長期的な視点からの研究としては、「小泉改革の検証」「消費税率の引き上げについて」「租税支出の推計と経済的意義」が挙げられる。「小泉改革の検証」は、2008年9月のリーマンショックによる急速な景気後退の中で、財政再建策が一時棚上げされることに至ったことを受けて、今後の財政再建の中長期目標を再設定するために、小泉政権下での骨太方針でのプライマリーバランス目標値と実現度合いについて検証したものだ。消費税率の引き上げについては、財政再建のための財源調達手段としての消費税率の引き上げについてと、基礎年金の税方式化の財源としての消費税率の引き上げについての研究をおこなった。「租税支出の推計と経済的意義」では、税目別の租税支出を推計している。租

税支出は、税の減免を通じた間接的な補助金として定義される。租税支出には、直接的な補助金支出と比べて、その規模が見えにくいといった問題点が指摘されており、歳出の効率化のためには、その実態を正しく把握しておくことが欠かせない。

当時の政策課題に対応した研究としては、「法人税課税と設備投資」「定額給付金の経済分析」「たばこ税増税について」が挙げられる。「法人税課税と設備投資」は2008年度の第2次補正予算において、緊急経済対策の一環として打ち出された、中小企業に対する法人税の減税を研究対象としたものだ。「定額給付金の経済分析」は、麻生政権が実施した定額給付金の経済効果をアンケート調査からあきらかにしたものである。「たばこ税増税について」は、超党派で検討されていたたばこ税の増税による税収増大効果をアンケート調査を利用して推計したものである。

2009年度の報告書においては、「小泉改革の検証」「消費税税率の引き上げについて」「格差是正策の検討」「公共投資の配分と地域経済」「世代会計による民主党主体の連立政権の新政策の影響分析」「アンケート調査による子ども手当及び定額給付金の政策効果の検討」がとりあげられた。

長期的な視野からの研究としては、「小泉改革の検証」「消費税税率の引き上げについて」「格差是正策の検討」「公共投資の配分と地域経済」が挙げられる。「小泉改革の検証」では、今後の構造改革の方向性を探る前に、まず小泉改革の検証をおこなっている。近年、小泉改革の負の側面のみが強調されているが、今後の改革の方向性を議論するうえでは、小泉改革の影響を正しく検証することはその第1歩だと考えられるからだ。具体的には、地方経済を疲弊させ、地域格差を拡大した元凶とされている三位一体改革の影響と「貯蓄から投資へ」というスローガンのもとで実施された金融所得課税の改革が家計の資産構成にどのような影響を与えたかについて検証した。「消費税税率の引き上げについて」では、消費税税率引き上げの前にクリアすべき課題と考えられる「益税」と「逆進性」についての検討をおこなった。「格差是正策の検討」では、累進税率表の強化、給付付き税額控除の導入などの格差是正策が効果的かどうかを検証した。

「公共投資の地域経済に対する経済効果」では、歳出の見直しの方向性を探るために、公共投資の地域経済に対する経済効果について分析をおこなった。

2009年度に政府が打ち出した政策に対応したものとしては、「世代会計による民主党主体の連立政権の新政策の影響分析」「アンケート調査による子ども手当及び定額給付金の政策効果の検討」が挙げられる。「世代会計による民主党主体の連立政権の新政策の影響」では、世代会計の観点から民主党の新規施策のマクロ的な影響を計測した。分析の対象としたのは、子ども手当、高校無償化、所得税の扶養控除の見直しである。「アンケート調査による子ども手当及び定額給付金の政策効果の検討」では、関西社会経済研究所がおこなった「子ども手当」、「定額給付金」などの現金給付政策に対するアンケート調査を用いた分析をおこなった。

2010年度の報告書においては、「日本経済・財政モデルによるシミュレーション分析」「世代会計による民主党政策の評価」「所得税改正（給与所得控除のあり方）」「相続・贈与税改革と家計行動」「企業立地政策」「固定資産税の改革」「日本における電子徴税・納税システムに関する研究」を研究テーマとして設定した。

このうち長期的な視点からの研究には、「日本経済・財政モデルによるシミュレーション分析」「相続・贈与税改革と家計行動」「企業立地政策」「固定資産税の改革」「日本における電子徴税・納税システムに関する研究」が挙げられる。「日本経済・財政モデルによるシミュレーション分析」では、財政部門を精緻化したマクロモデルを用いて、法人税の減税、消費税率の引き上げなどの税制改革が経済成長、財政収支に与える影響を分析した。「相続・贈与税改革と家計行動」では、関西社会経済研究所で実施した資産課税に関するアンケート調査を利用して、資産形成に占める相続の比率等をあきらかにした。「企業立地政策」では、シャープの亀山工場の事例などを取りあげて、企業立地政策が地方財政に与える影響を調べた。「固定資産税の改革」では、地方税としての固定資産税のあり方を地方税固有の租税原則に則して再検討した。「日本における電子徴税・納税システムに関する研究」では、電子政府の先進事例として韓国の現地調査をおこなった成果をもとに、日本における電子申告の可能性について議論した。「世代会計による民主党政策の評価」では、民主党の新規施策がおよぼすマクロ的な効果を世代会計の手法を利用しておこなった。

2010年度の政策課題に対応した研究には、「所得税改正（給与所得控除のあり

方)」が挙げられる。2010年12月に発表された「税制改正大綱」においては、サラリーマンにとっての概算的な経費控除という性格を持つ給与所得控除の見直しが提案されている。「所得税改正（給与所得控除のあり方）」では、関西社会経済研究所が実施した給与所得控除に関するアンケート調査を利用して、改革案を評価している。

本研究会での研究は、関西社会経済研究所のサポートのもとでおこなわれたものである。会員企業からの会費収入で運営されている研究所において、本研究会のような抜本的な税財政改革に関する基礎的な研究をサポートしていただいたことに深く感謝したい。

2011年3月

橋本 恭之

# 目次

序章	1
----	---

## マクロ分析編

第1章 日本経済財政中期モデルによる財政の持続可能性の シミュレーション分析	10
1. はじめに	10
2. 日本の経済・財政の現状と政府の見通し	11
3. 分析手法	13
3.1 財政の持続可能性分析のアプローチ	14
3.2 マクロ計量モデルによる分析の先行研究	15
3.3 モデルの概要	16
4. 長期シミュレーション	23
4.1 ベースラインの結果	23
4.2 政策シミュレーション	24
5. むすび	29

第2章 世代会計による民主党政策の評価	36
1. はじめに	36
2. 民主党政策の長期的財政収支への影響	37
2.1 子ども手当	37
2.2 高校無償化	38
2.3 扶養控除の見直し	39
3. 民主党政策の年齢別受益と負担への影響	39
3.1 親の年齢別子ども数	39
3.2 年齢別給付額	40
3.3 扶養控除見直しによる年齢別税負担への影響	42
4. 世代会計を用いた民主党政策の評価	44
4.1 子ども手当の生涯受給額への影響	44
4.2 年少扶養控除廃止、特定扶養控除見直しの生涯負担への影響	45
5. 財政再建シナリオの世代会計への影響	46
6. おわりに	50

## 国税編

第3章 給与所得控除のあり方について	54
--------------------	----

1.	はじめに	54
2.	給与所得控除の性格について	55
2. 1	税制改正大綱の概要	55
2. 2	改正の経緯	56
3.	給与所得控除に関するアンケート調査	59
4.	家計調査による経費率の推計	63
5.	給与所得控除改革の方向性について	66
第4章	資産課税改革について	68
1.	はじめに	68
2.	相続・贈与税の現状	69
3.	資産格差と相続・贈与	71
3. 1	資産保有の現状	71
3. 2	資産形成における相続の実態	75
3. 3	アンケート調査結果	76
4.	階層の固定化	82
4. 1	贈与による階層固定化	82
4. 2	教育投資による階層固定化	84
4. 3	親子間の職業連鎖による階層固定化	86
5.	今後の資産課税のあり方について	86

## 地方税編

---

第5章	企業誘致政策の地方財政へ与えた影響	98
1.	はじめに	98
2.	先行研究	100
3.	亀山市の状況	102
3. 1	シャープ進出前後の動向	102
3. 2	亀山市の経済・財政の状況	103
4.	企業誘致のシミュレーション分析	107
4. 1	分析手法	107
4. 2	シミュレーションでの想定	110
5.	むすび	116
第6章	固定資産税の改革について	122
1.	はじめに	122
2.	固定資産税の現状と課題	123
2. 1	固定資産税の現状	123
2. 2	固定資産税の仕組み	127

2. 3	固定資産税改革の課題：既存研究のサーベイ	129
3.	固定資産税改革の方向性について	136
3. 1	公平	136
3. 2	効率	140
3. 3	簡素	142
3. 4	応益性	143
3. 5	普遍性	145
3. 6	負担分任	148
3. 7	安定性と伸張性	150
4.	おわりに	154

## 徴税システム編

---

第7章	日本における電子徴税・納税システムに関する研究	162
1.	はじめに	162
2.	韓国における住民登録番号制度と電子納税システム	163
2. 1	韓国における住民登録番号制度	163
2. 2	韓国における電子納税システム	163
3.	日本における徴税・納税システム	164
3. 1	徴税コストの推移	164
3. 2	税務職員数の推移	166
3. 3	納税協力費	168
4.	わが国における徴税・納税システムの方向性	173
4. 1	納税者番号制度の方向性	173
4. 2	電子徴税・納税システムと徴税费・納税協力費の効果	175
5.	むすび	176

## 序 章

本研究会では、国と地方の構造改革に資する政策提言を目指して、2008年度、2009年度に引き続いて、研究の最終年度として、前年度までに残されていた課題について中心に様々な研究をおこなってきた。

第1章では、経済・財政の包括的に捉えた形で長期見通しについて定量的に分析を行った。分析手法として、財政の持続可能性に関するシミュレーション分析に特化した日本経済財政中期モデルの開発を行う。モデルでは経済と財政の相互依存関係が考慮されており、消費税率引き上げ等の政策変更が経済・財政にもたらす影響をシミュレーションできる。第1章でおこなったシミュレーションからは、以下のようなことが明らかとなった。①税制は現状のまま、政府支出は実質横ばい（物価上昇率分だけ増加する）で放置すると、2020年時点での基礎的財政収支の黒字化は達成できないうえ、中長期的に債務残高の対GDP比は増加していくことになる。②様々な政策を行ったとしても、2020年までに基礎的財政収支を黒字化することは困難であるが、仮に消費税率を2040年時点で30%にまで引き上げれば、2040年度時点でようやく黒字化が達成される。③長期債務残高の対GDP比を低減させ、経済・財政の持続可能性を確保するためには、個々の政策を単独で対応するのには限界があり、複数の政策を組み合わせる必要がある。

第2章では、世代会計の手法を用いて民主党政策を定量的に把握することにより、政策の評価を行った。消費税の増税が現実的な政策課題となりつつあるが、消費税の増税の背景にあるのは、短期的な財源確保ではなく、高齢化に伴う支出の財源確保や財政再建などの長期的な課題である。消費税の増税についても長期的な効果を測定する必要がある。社会保障給付や消費税の改革の影響は世代によって異なるので、世代別の受益と負担の変化をもとに、世代間の公平性の観点からの政策評価が必要なのである。具体的な結果は以下のようにまとめることができる。

第1に、子ども手当の生涯受給額への影響としては以下のことが明らかになった。2011年度の改革により3歳未満に給付の拡大が実行される場合、その給付拡大の影響は、2011年度時点で3歳未満の子のいる世代および2012年以降に

子をもうける世代である。子ども手当の金額を 2011 年の金額で固定すると、20 歳台より若い世代での生涯給付はほぼ約 165 万円です。2011 年度の子ども手当の引き上げは、若い世代の給付を約 20 万円増大させる。

第 2 に、年少扶養控除廃止、特定扶養控除見直しの生涯負担への影響としては、以下のうにまとめられる。税負担増加の影響は控除対象の子を持つ世代である。特定扶養控除の見直しの対象である親の年齢層が、年少扶養の対象となる親の年齢層よりも上である。年少扶養控除廃止の増税の方が若い世代に大きくなっている。将来の 1 人あたり所得を一定とみなして増税額を推計した。若い世代の年少扶養控除廃止による生涯負担の増加額は約 27 万円である。これは、2011 年度の子ども手当増額による生涯給付を上回る。特定扶養控除廃止の影響は 40 歳前半の世代が最大で生涯負担の増額は約 6 万円である。

第 3 に、財政再建シナリオの生涯負担への影響は、以下のようになる。改革先送りシナリオを基準に 4 つの財政再建シナリオの世代別負担への影響を比較した。世代間格差を縮小するシナリオに共通するのは歳出削減を伴っていることである。法人税の減税は現存世代にも将来世代にも受益をもたらすが、世代間格差には影響がほとんどない。消費税の増税は財政再建に寄与するが、この増税だけでは将来世代と 0 歳世代の格差は縮小しない。

第 3 章では、2010 年 12 月 16 日に発表された「平成 23 年度税制改正大綱」においてうちだされた、給与所得控除の上限設定、法人役員等に対する差別的な取り扱い、特定支出控除の範囲拡大と適用要件の緩和について、どのように評価できるかについて議論した。これらの改正のベースとなっているのは、給与所得控除の性格を「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」に 2 分するという考え方だ。これは、1985 年の大島訴訟に対する最高裁の判決時点の考え方に回帰したものといえる。しかし、最高裁判決で示された「他の所得との負担調整」という性格は、きわめて不明確なものである。この他の所得との負担調整という考え方は、「クロヨン」に代表される業種間の所得捕捉率格差の存在がその背景として指摘される。源泉徴収制度のもとで 100% 所得を税務署に把握されている給与所得については、他の所得よりも税負担を軽減すべきだというわけだ。しかし、かりにこのような業種間の所得捕捉率格差が存在するな

らば、納税者番号制度の導入など所得捕捉体制の強化などで、所得間の税負担のアンバランスを是正すべきである。

1988年の特定支出控除の導入以降、給与所得控除の性格は、事実上「勤務費用の概算経費」として捉えられてきた。特定支出控除を利用する要件は、給与所得控除の全額を超える必要経費が生じた場合に限定されてきたからだ。この特定支出控除については、年間数件しか適用事例がないことが一部で問題視されてきた。これが今回の大綱において「他の所得との負担調整」の考え方を復活させたうえで、給与所得控除の2分の1にあたる「勤務費用の概算経費」部分を超えた場合には、給与所得控除にかえて特定支出控除を利用できるように改正する理由のひとつになっている。しかし、特定支出控除の利用件数が極端に少ないのは、本給与所得控除の水準が概算経費としてはあまりにも高すぎたためである。

第3章では、今回の大綱がターゲットした高額給与所得者に対するアンケート調査による、必要経費の推計と、『家計調査年報』を用いた一般的な給与所得者の必要経費についての推計をおこなった。

まず、高額給与所得者に対するアンケート調査からは、給与所得控除の改正後の水準と比べてもなお、ほとんどの所得階層では、必要経費の水準としては高すぎるということがわかった。さらに、アンケート調査の結果をみるかぎり、給与所得控除の性格を必要経費とみなした場合には、役員等と役員等以外の給与所得者について差別的な取り扱いをする必要性はないことが確認できた。今回の税制改正大綱では、役員等とそれ以外の給与所得者についての差別的な取り扱いをする理由として、「他の所得との負担調整」という論理を使用している。今回の改正を評価するには、「他の所得との負担調整」という考え方の妥当性が問われていると言えよう。

次に、『家計調査年報』を用いた分析からは、給与所得者の経費比率は、6.2%から8.7%の間にあり、給与所得控除の水準が高すぎるのは高額給与所得者だけではないことがあきらかになった。

給与所得控除に必要な改革は、一部の高所得層を狙い撃ちにしたのではなく、定額控除と比例部分に簡素化したうえで、給与所得控除全体の水準を引き下げることである。給与所得控除の引き下げは、実は業種間の税負担格差の縮小に

もつながる。給与所得控除は、個人事業者が法人化した場合、事業主の給与収入に対しても適用される。また、妻に専従者給与を支給した場合にも、給与所得控除が適用される。事業所得は必要経費を引いて算出されるため、いわば経費の二重取りが可能となるわけだ。

給与所得控除の水準を実際の経費に近い水準まで大幅に引き下げた場合には、給与所得者に対する大幅な増税となる可能性が高い。これを避けるためには、給与所得控除の定額部分を高めに設定する措置と、税率表のフラット化をあわせておこなうべきであろう。

第4章では、まず相続・贈与が資産形成に果たしている役割を再確認することとした。家計の資産形成に占める相続・贈与の比率が大きいほど相続・贈与税の強化の必要性が増すと考えられるからだ。次に、相続・贈与税負担の現状を検証する。日本の相続税は、近年緩和されてきたとはいえ、表面的には高い累進税率構造を保持している。しかし、土地に対する優遇措置を活用した節税が可能であるとも言われている。相続税改正の方向性を探るためには、相続税の実効税率を推計し、これらの現行税制の課題を浮き彫りにする必要がある。さらに、階層の固定化がどの程度進行しているかについても検証することとした。日本は、終戦後、ほとんどの国民が何も無い状態から再スタートしたわけだが、戦後の経済発展を通じて、階層の固定化が進行してきている可能性がある。階層の固定化は、親と子との職業連鎖、教育投資の水準の差などの要因で進行していくものと考えられる。本章では、これらの検証に際して、関西社会経済研究所が2010年11月に実施した「資産課税についてのアンケート」を利用することとした。アンケート結果のポイントは以下のようにまとめられる。

第1に、所得上位層（8%）に多くの資産（24%）が集中しており、資産保有の偏りが明らかになった。さらにこの資産形成は相続によるものが圧倒的に多いことが判明した。

第2に、相続資産階級別に相続税の実効税率を求めたところ、高額資産保有者の実効税率は高くないことが分かった。これは優遇が大きい土地の占める割合が大きいからであろうことが推測される。

第3に、高所得層ほど生前贈与や子供への高額な教育投資が行われている。さらに親と子の職業を調べたところ、その強い関連が見受けられた。このことから所得階層の固定化が浮き彫りになった。

第4に、高額な教育投資により所得階層が高い家庭ほどレベルの高い大学に子供を進学させており、親の資産による教育格差が懸念される。これらのアンケート結果をふまえると、「平成23年度税制改正大綱」でうちだされた課税最低限引き下げという相続税改正は再配分という方向性としては評価できるものの、最高税率の引上げは金額的には効果が小さいといえる。土地を優遇する制度を改めるのが効果的である。また、親の資産による教育格差が存在する現状を踏まえ、これ以上の教育格差拡大を防ぐため、子ども手当は必ず教育費に充当されるような支給方法（教育バウチャー）が望ましいといえよう。

第5章では、企業誘致政策が地域経済に与えた影響を総括的に分析した。まず企業誘致の成功の代表例となっている亀山市をケーススタディとして取り上げ、ヒアリングによる情報収集を行った。さらに、そこで明らかになった事実を次のステップへ反映し、企業立地が自治体の税収に与える影響を、コンパクトな財政モデルを構築して分析した。このモデルには、立地地域の経済変数に与えるパスを含めており、自治体の財政、特に税収への影響をより広範な経路からとらえることが可能である。こうした分析から、企業誘致による地方税の増収効果を推計し、誘致コストおよび誘致に伴う各種インフラ設備のコストと比較した誘致の効果を数量的に明らかにした。

第5章の分析では、シャープと関連企業の進出による亀山市経済への影響は、プラスであることが分かった。具体的には、税収増からくる歳入増加要因の累計は134.9億円、歳出増加要因の累計は90.9億円となり、その差をとると44.0億円となった。

第6章では、固定資産税のありかたを地方税固有の租税原則に照らし合わせながら検討した。分析の結果は以下のようにまとめられる。第1に、2001年から2008年にかけて固定資産税（土地）の実効税率は東京や大阪といった過去に地価が高かった都府県で下落しており（東京は0.33%から0.28%、大阪は0.38%から0.37%に下がっている）、その結果として地域間での格差は縮小しているこ

とがわかった。第2に、借家世帯について固定資産税の帰着分析をおこなった結果、明確な負担の逆進性が存在することがわかった。負担率を計測すると、『全国消費実態調査（平成21年）』所得階級別データを利用した結果では第1階級で1.27%、第5階級で0.50%、第10階級で0.29%となっており、負担の逆進性が存在する。第3に、都道府県レベルで分析した結果、社会基盤行政サービスが地価に反映されていることが読み取ることができたことから、地価については応益性が反映されている。第4に、市町村税における基幹税である固定資産税と市町村民税の住民1人あたり変動係数を2001年と2008年で比較すると、市町村民税が2001年時点では0.2926であり、2008年時点では0.2999であり、固定資産税が2001年時点では0.2010、2008年時点では0.1637となっており、いずれの年においても固定資産税のほうが小さい値をとっていることから固定資産税の普遍性が確認された。第5に変動係数を大阪府内（2008年）で計測すると、固定資産税の変動係数は0.6798であり、個人住民税の変動係数は0.2247となり、市町村間では普遍性が必ずしも成立しないこともわかった。第6に、1976年から2008年までの期間において税収の動きと経済成長率の動きを見てみると、固定資産税はバブル崩壊直前の90年までは経済成長率の動きと比較的連動的に推移していたが、バブル崩壊以降の特に97年以降では連動していない。97年までは経済成長率と固定資産税収は一貫してプラス成長であり、安定的であったが、98年以降では安定的であるとはいえない。

第7章では、わが国において電子徴税・納税システムが一層進んでいくことに関するメリット及び留意すべき点、さらにその方向性について韓国における電子徴税システムに関するヒアリング調査研究から得られたことを参考にしながら検討した。

韓国でのヒアリング調査からは、韓国における住民登録番号制度、電子納税システムが非常に参考になると思われる。住民登録番号制度、電子納税システムによる利点としては、まず徴税費の低下が考えられるのだが、韓国では効率性を高めるとともに住民の利便性、つまり需要者ニーズを考えた活用をかなり重視している。納税者の利便性が高まることにより、時間的コストが小さくなるなどメリットが大きいという点である。つまり徴税費だけでなく、韓国では「納税協力費」の最小化も意識されているというわけだ。

ヒアリング内容を考え合わせながら、電子徴税システム、電子申告システムに関して日本において考える際に重要な視点をいくつか挙げることにする。第1に、徴税費の低下についてである。電子徴税システムがさらに進むことに伴い徴税費の低下が予想されるが納税協力費についても低下することができるような方策を考えることが重要である。第2に、電子申告の特典と納税者の利便性について、電子申告について納税者の利便性が高くなるほど電子申告を利用する納税者が増加し徴税費と納税協力費の低下が実現できることになる。第3に、納税者番号制度についてであるが、電子徴税システム、電子申告システムがさらに進んでいくためには、納税者番号が導入されることが重要な点となる。第4に、多様な行政サービスとの連携に関して、納税者番号について電子徴税システムなど納税に関するものと様々な行政サービスが連携することを考えるとする場合に、さらに住民の利便性が拡大する方向を考えていくことが可能であるのかを検討することが重要である。第5に、効率性の意義についてであるが、効率性を考えるときには行政の効率性とともにも納税者側の視点からみた効率性にも注目することが重要である。つまり徴税費の低下を考える際には納税協力費の低下についても注目することが大切である。

